

# 徳之島町行政改革大綱

(平成 28 年度～令和 4 年度)



平成 28 年 3 月

徳 之 島 町

## 目 次

はじめに	4
I. 基本方策	
1. 事務事業の見直し	5
2. 透明性の高い行政体制	5
3. 行政組織機構の見直し	5
4. 適正な定員管理計画及び給与水準	6
5. 職員の意識改革	6
6. 協働のまちづくりの推進	6
7. 歳入の確保	6
8. 歳出の削減	7
II. 具体的方策	
1. 事務事業の見直し	
① 各種補助金交付	7
② 行政評価	7
2. 透明性の高い行政体制	
① 文書管理システムの再構築	7
② 情報公開	8
③ 各種情報の公開	8
3. 行政組織機構の見直し	
① 各種委員会の見直し	8
② 各課の名称	8
③ 課の統廃合	8
④ 各課事務分掌表の見直し	8
⑤ 花徳支所の職務の見直し	8
4. 適正な定員管理計画及び給与水準	
① 人事評価制度の導入	9
② 再任用制度の実施	9
③ 技術職、障がい者雇用及び社会人採用の促進	9
④ 給与水準	9
⑤ 定員管理計画の策定・実施	9
⑥ 職場改善への取り組み	9

5. 職員の意識改革	
① 講師による研修	9
② 同一職務研修	10
③ 各課単位研修	10
④ ボランティア研修	10
⑤ 職員の接遇	10
6. 協働のまちづくりの推進	
① 男女共同参画の推進	10
② 地域の自立自興運動の推進	10
③ 地域ボランティアの推進	10
④ 自主防災組織の構築	10
7. 歳入の確保	
① 自主財源の確保	11
② 補助事業等の有効活用	11
③ 滞納者への対応について	11
④ 各種税金及び使用料・手数料について	11
⑤ 町税等の収納率向上	11
⑥ 公共下水道への加入促進	11
8. 歳出の削減	
① 特別会計への繰出金の抑制	11
② 経常経費の削減	12
③ 公債費の抑制	12
Ⅲ. 実施計画の策定	12

## はじめに

我が国を取り巻く社会経済の潮流は、経済のグローバル化、少子高齢化の進行や本格的な高度情報化、国際化の進展、さらには環境問題に対する意識の高まりなど、住民生活を取り巻く社会環境も大きく変化しております。

また、年々人口減少や少子高齢化の急速な進展、生活様式、環境、防災に対する関心の高まりなど社会情勢は、常に変化しています。徳之島町総合計画において、一人ひとりが主役となり、豊かな自然を守り育て、安全で快適な生活環境を形成するとともに、学び、住み、働き、集うすべての人が自助・共助・公助のなかで、個性と創造力を発揮し、人と自然と産業が共生する躍動感あふれる徳之島町を目指すこととし、「町民総参加で、みんなの知恵と力で、未来へ紡ぐ健やかまちづくり」が基本理念として掲げています。

本町における行政改革については、平成 17 年度に「徳之島町集中改革プラン（平成 17 年度～平成 21 年度）」を策定し、さらに平成 22 年度に第 4 次行政改革大綱（平成 23 年度～平成 27 年度）を策定し、町民の代表 10 人からなる徳之島町行政改革推進委員会からの答申を受け、改革に取り組んでまいりました。

第 4 次行政改革大綱で、（1）事務事業の見直し（2）透明性の高い行政（3）行政組織機構の見直し（4）適正な定員管理及び適正な給与水準について（5）職員の意識改革について（6）協働のまちづくりの推進について（7）歳入の確保（8）歳出の削減の 8 項目の基本方策を設定し、31 項目の具体的方策のもと、様々な取り組みを実施し、一定の成果を上げました。

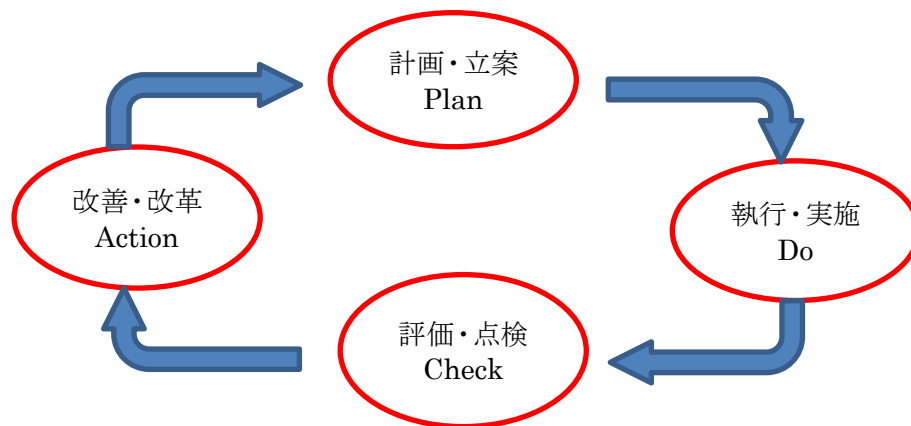
今後、ますます厳しい行財政状況が続くことなどが予想されることや、都道府県等の事務の一部が市町村に権限移譲されることから、更なる事務のスリム化や職員の能力向上が求められています。このような多くの課題に対応するため、徳之島町行政改革推進委員会から提言された答申をもとに、第 4 次行政改革大綱を継承する形で「第 5 次行政改革大綱」を策定し、中期的な視点と目標を持って、財政の健全化をはじめとする、効果的・効率的な行財政運営に努めるとともに、次世代につながる町民サービスの向上に努めます。

また、多様化・複雑化する町民ニーズを的確に把握することから、情報の収集と発信に努め、町民の発想や自主的な取り組みが地域を支えるという自治意識の高まりや、厳しい財政状況など、年々状況変化等を勘案する中で、町民一人ひとりが「住んで良かった」「いつまでも住み続けたい」と思えるようなまちづくりを進めてまいります。

## I. 基本の方策

### 1. 事務事業の見直し

国・県からの補助金や交付金が減額されていく中、各種事務事業の実施に当たっては、公平・効果的・効率的な運営が求められる。このため、補助金等評価委員会において各種事務事業の見直しを行い、有効性の低い事業については積極的に廃止し、限られた財源の有効活用に努める。また、政策に合致する補助率の高い新しい補助制度があれば積極的に活用し町財源の負担軽減につなげる。



※マネジメント・サイクルに基づき、改革に取り組みます。

### 2. 透明性の高い行政体制

行政体制の透明化に対する町民の要求も高まっており、各種情報公開の要求に積極的に開示できる体制を構築する。現在行っている文書管理体制を強化し町民ニーズに対応できるシステムを構築する。

マイナンバー制度の施行に伴う、個人情報保護法の取扱いについても職員研修等を実施し、個人情報の保護に配慮しつつ、町民への説明責任を果たし積極的に情報を提供するとともに、行財政運営の公平性の確保と透明性の向上を図る。

### 3. 行政組織機構の見直し

国の制度改正や新たな行政課題、町民の多様なニーズに的確に対応するため、行政組織機構の充実に努め、各課及び職員間の協力が敏速かつ弾力的に行えるよう柔軟な組織づくりに取り組む。また、各種委員会及び審議会の見直し、地方創生事業や権限移譲等による各課の事務分掌表の見直しを積極的に行う。

#### 4. 適正な定員管理計画及び給与水準

「徳之島町定員管理計画」に基づき、社会情勢を見極めつつ、将来的な年齢構成に配慮した計画的な職員採用を行うとともに、行政サービスの水準を維持できる体制づくりを目指す。

また、人事評価制度を導入し、職員の目標及び課の計画等を明確化し職員間のコミュニケーションを図り、最大限の能力が発揮できる体制づくりに取り組む。

職員の給与水準については、国の制度改革を見据えつつ、社会情勢の推移を十分踏まえながら、適正な見直しを行う。

#### 5. 職員の意識改革

日々多様化するニーズや行政課題に的確に対応できるよう、職員研修等を通じ職員の意識改革を進める等、人材育成に努める。

職員の接遇について、適切な言葉遣いや丁寧な対応に心がけ、事務の適正化・迅速化・高度化を図り、質の高い町民サービスの提供に取り組む。

#### 6. 協働のまちづくりの推進

町民参画の協働まちづくりについては、町民、地域及び行政の役割と相互協働のあり方を見直し、地域をはじめ各種団体や組織等の多様な主体による積極的な参加を促進すると共に、地域活動と自立を促進し連携の強化を図る。

また、地域防災計画の策定により、台風等の災害時における職員の配置や迅速な対応等ができるよう体制を整え、地域住民が安心して暮らせるよう努める。

#### 7. 歳入の確保

厳しい財政状況を踏まえ、諸税並びに使用料金等の滞納者に対し法的手段を続行し、町税収納率のアップと収入未済額の解消に努めるとともに、国保税の赤字補填である法定外繰出金を抑制するために保険税率の見直しを行う。

さらに、上水道と簡易水道の一元化を図るとともに、下水道料金と水道料金の収納事務の一元化により、料金収納の効率化を図る。

また、公共下水道事業の加入率を向上させるため、徳之島町公共下水道加入促進協議会と連携し、組織的・精力的に今後も加入促進を図る。

## 8. 歳出の削減

特別会計への繰出金の抑制、経常経費の削減、公債費の削減を柱とし、普通建設事業を含む各種事業費等についても、既存の補助金等評価委員会と新たに設置を予定している行政評価委員会を活用し、徹底的な歳出削減に努める。

## Ⅱ. 具体的方策

### 1. 事務事業の見直し

#### ①各種補助金交付

- ◆各種事業の補助金については、優先順位を緻密に判断し、必要性・有効性が低い事業に対しては、積極的に廃止する。
- ◆外部有識者により構成される、補助金等評価委員会により、各種事業補助金の評価を「選択と集中」、「スクラップアンドビルド」、「サンセット方式」の理念に沿って各種事務事業の見直しを行う。

#### ②行政評価

- ◆上記の各種事業の補助金以外の事業について、適正に予算執行が行われているか、新たな外部有識者により構成される行政評価委員会を設置し、優先順位を緻密に判断し、必要性・有効性の低い事業に対しては、積極的に廃止する。
- ◆これらの予算についても、行政評価委員会により2年ごとに評価を行い、「選択と集中」、「サンセット方式」の理念に沿って見直しを行う。

### 2. 透明性の高い行政体制

#### ①文書管理システムの再構築

- ◆現在活用している、町独自の文書管理システムを強化するとともに、分類別等の文書管理に関する研修会を毎年行う。
- ◆事務所内及び文書庫の整理により透明性の高い文書管理を目指す。
- ◆文書管理システムにおいて、文書の保管場所及び保存年限等を明確にし、各課において保存文書の共有化を図り、情報公開の開示に迅速に対応できるよう努める。

## ②情報公開

- ◆町民からの要求に対し個人情報の保護に配慮しつつ、積極的な情報公開の開示に努める。
- ◆情報公開に関する職員研修を積極的に取り入れ、情報公開に対する職員の意識向上に努める。
- ◆町の条例について、町のホームページに公表する。

## ③各種情報の公開

- ◆町ホームページ及び広報誌において、情報の開示を積極的に行い、重要かつ必要な情報については、リアルタイムで開示できるよう各課で更新し、町民のニーズに対応していく。また、職員研修等も実施して透明性の高い行政体制の構築に取り組む。

# 3. 行政組織機構の見直し

## ①各種委員会の見直し

- ◆すでに目標を達成し役割を終えて活動を停止している委員会、審議会については、廃止する。併せて条例や規則で制定されているものは、見直しを行う。

## ②各課の名称

- ◆町民に各課の業務内容を分かり易く理解してもらうため、課の名称とその業務内容を提示して町民サービスに取り組む。
- ◆総合案内を設置し、本庁来庁者に対しスムーズな行政サービスが提供できる体制づくりに取り組む。

## ③課の新設・統廃合

- ◆これまでの行政改革で一定の成果は挙げてきており、今後も必要に応じて課の統廃合の研究・検討を行う。

## ④各課事務分掌表の見直し

- ◆国・県からの権限移譲及び地方創生等により各課の事務分掌表の見直しを必要に応じて取り組んでいく。
- ◆美農里館については、現在、団体への委託で運営が行われているが、販売先等に対して町が主体的に行っているという、より一層の安心感を醸成する観点から、当面の間直営での運営を検討する。
- ◆料金収納の効率化を図るため、上水道と下水道の収納事務を一元化する。

## ⑤花徳支所の職務の見直し

- ◆北部振興等の観点から花徳支所で事業の企画、立案及び予算執行を主体的に行えるよう取り組む。



#### 4. 適正な定員管理計画及び適正な給与水準について

##### ①人事評価制度の導入

- ◆平成28年3月までに徳之島町人事評価要領を策定し、翌年度より実施する。また、平成30年度より、人事評価の結果を給料及び勤勉手当に反映する。
- ◆人事評価制度の職員研修を行い、公正・公平な人事評価に取り組む。

##### ②再任用制度の実施

- ◆退職職員の希望を踏まえつつ、対応する。
- ◆退職職員の知恵及び技術等を若手・中堅へ継承し職員の資質向上につながる体制づくりの構築に取り組む。

##### ③技術職（資格職）、障がい者雇用及び社会人採用の促進

- ◆技術職員の不足による行政サービスが低下しないよう計画的な採用を推進する。
- ◆障がい者雇用については、法定雇用率を確保しつつ障がい者採用についても推進する。
- ◆即戦力となる社会人採用を推進する。

##### ④給与水準

- ◆給与水準については、ラスパイレス指数80%台後半を維持していく。（現在のラスパイレス指数87.1%）

##### ⑤定員管理計画の策定・実施

- ◆定員管理計画策定により、職員の定数及び年齢構成に配慮した計画的な職員採用に取り組む。
- ◆事務の多様化等により、町民サービスの一層の向上に努めていく上で、専門職の異動サイクルの配慮及び弾力的な職員の配置等について取り組む。

##### ⑥職場改善への取り組み

- ◆ストレスチェック制度を導入し職場改善に努める。

#### 5. 職員の意識改革

##### ①講師による研修

- ◆毎年、町内外の講師を招聘し、研修会を開催する。特にマナー研修については積極的に取り組む。

②同一職務研修

- ◆課長、課長補佐、係長などの研修を行い、課を超えて情報の共有化を図っていく。

③各課単位研修

- ◆課内における計画や課題等にPDCAサイクルを活用し、情報の共有と課内の連携を図っていく。

④ボランティア研修

- ◆町民との意識の共有化を図るため、地域ボランティアへの積極的な参加を促す。

⑤職員の接遇

- ◆職員の言葉遣いや態度及び服装で、町民からの不信感や不快感を持たれないよう、いつも笑顔で接する。
- ◆接客は、迅速及び的確に対応する。

6. 協働のまちづくりの推進について

①男女共同参画の推進

- ◆女性職員の管理職登用を積極的に図る。
- ◆特定事業主計画に基づき、休暇制度の取得しやすい環境づくりを推進する。

②地域の自立自興運動の推進

- ◆地域の伝統文化や地域活性化運動への取り組み及び後継者づくりを奨励する。
- ◆町並みや景観の保全のための「花いっぱい運動」を奨励する。
- ◆地域のイベントや行事等へ職員の積極的な参加を図る。

③地域ボランティアの推進

- ◆第三日曜日及び海の日清掃並びに運動公園の清掃へ職員の積極的な参加を図る。その他の地域ボランティアについても率先して参加する。

④自主防災組織の構築

- ◆台風や地震、津波などの自然災害や健康危機管理（感染症対応も含む）に対する役場防災組織の訓練や研修等により、安全及び迅速な避難誘導ができよう取り組む。
- ◆地域の自主防災組織の訓練や研修等で災害に強いまちづくりを目指す。

## 7. 歳入の確保

### ①自主財源の確保

- ◆自主財源については、全歳入額の割合が 22%以下にならないよう収納事務の強化に努める。

### ②補助事業等の有効活用

- ◆国や県からの補助金等の依存財源は、歳入総額の約 77%を占めている。自主財源を補完するため、補助率の高い事業については積極的に取り入れる。

### ③滞納者への対応

- ◆滞納者に対しては法的手段を適用し継続して取り組む。

### ④各種税金及び使用料・手数料

- ◆国保税の見直しにより、繰出金の抑制を図る。
- ◆水道事業を見直し、上水道事業と簡易水道事業の一元化を図る。
- ◆水道料金を見直しを行い、運営の健全化に取り組む。
- ◆上・下水道を一元化し料金の収納の効率化を図る。
- ◆国営・県営畑総事業等の分担金徴収の強化に努める。

### ⑤町税等の徴収率向上

- ◆収納対策課を中心とした収納対策を行い、徴収率の向上に努める。

### ⑥公共下水道への加入促進

- ◆組織的・精力的に加入促進を図り、公共下水道接続補助金を活用し積極的な加入につなげる。

## 8. 歳出の削減

### ①特別会計への繰出金の抑制

- ◆特別会計は独立採算制が原則であることから、使用料や保険料などの収納率を上げ、経費の削減や負担金の精査等を行い繰出金の抑制につながるよう努める。
- ◆一部事務組合及び広域事務組合等への負担金についても、関係機関との協議の上で精査を行う。

## ②経常経費の削減

- ◆事務事業の見直しでも示したように、行政評価委員会により評価を行い積極的に歳出の削減に努める。
- ◆経常収支比率が 80% 台まで引き下げられるよう経常経費削減に取り組む。
- ◆将来負担比率（現在 71.9%）についても、現状維持に努める。

## ③公債費の抑制

- ◆自主財源の確保に努めると共に、投資的経費の現状維持に努め、実質公債費比率が 13% を大きく超えないように努める。
- ◆可能な限り繰上償還を行い、実質公債費比率の改善に努めるとともに、基金への積立も可能な限り行う。

## Ⅲ. 実施計画の策定

行政改革大綱に基づく実施計画については、平成 27 年度に策定し、各年度の取り組みについて、PDCA サイクルを活用し、数値化できるものは、数値による管理を行い町民に公表する。

また、未達成の項目については、原因や進捗状況を把握し改善及び見直しを行い、町民に公表できるように努める。